様式第１（第５条関係）

一般信書便事業許可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第６条の規定により、一般信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　事業計画

⑴ 信書便物の引受けの方法

イ　信書便差出箱の構造及び外観

注　信書便差出箱の構造及び外観は、信書便差出箱の種類ごとに信書便物の差入口及び取出口の構造、材質、色その他の外観図並びに外面に表示する事項を記載すること。

ロ　信書便差出箱の設置の方針

注　信書便差出箱の設置の方針は、第９条第１号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとの人口一人当たりの信書便差出箱の最低設置数並びに各市町村内及び各特別区内における信書便差出箱の設置場所の決定方針を記載すること。

ハ　信書便差出箱から信書便物の取集めの業務を行わないこととする日その他の条件がある場合にあっては、当該条件

ニ　信書便差出箱の設置のほか、他の方法により信書便物を引き受ける場合にあっては、当該信書便物の引受けの方法

⑵ 信書便物の配達の方法

イ　一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日

注　「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12 月 29 日から翌年の１月３日まで」、「土曜日及び日曜日」のように記載すること。

ロ　一般信書便物をその宛て所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法

注　当該条件が複数ある場合は、その条件ごとに配達の方法を記載すること。

⑶ 一般信書便物の送達日数

注　一般信書便物の送達日数は、法第２条第４項第２号に規定する地域及び第３条に規定する地域の区分ごとの最長送達日数を記載すること。

⑷ 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

注　引受地又は配達地ごとに記載すること。

２　他に事業を行っているときは、その事業の種類

注　事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。